

安全報告書

2020 年

日東交通株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

日東交通株式会社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

〈安全方針〉

- (1) 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実施し、安全対策を日頃から見直す事により全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表してまいります。

日東交通株式会社では、安全方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び規程を遵守し、絶えず見直しを図り、更なる輸送の安全向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していきます。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 安全目標

2019 年度は車内事故が発生しました。車内事故を「0」にすべく取り組みを実施し、事故削減に向けて取り組み強化を行って参ります。

	2019 年度安全目標	実施結果
重大事故	0件	3件
有責事故	49 件以下	58 件
車内事故	0件	1件

	2020 年度安全目標
重大事故	0件
有責事故	45 件以下 (前年事故数の 10%削減)
車内事故	0 件

(2) 安全重点施策

「事故削減」及び「更なる輸送の安全の確保」に向け、以下のとおり、安全重点施策を定め、全社員一丸となって取り組んでまいります。

- ① 安全対策設備及び装備の更新と新技術の積極的推進
 - ・安全装備を有効的に活用するため運転者へ教育指導の実施
 - ・最新安全設備への継続的投資と安全設備の研究・開発を推進
- ② 管理者を含めた社員の安全や技術教育体制充実による資質向上
 - ・運行管理者研修により職務の習熟と危機管理能力の増進
 - ・安全に対する取組の工夫と、継続的な指導の実施
 - ・社内における安全に関する情報の共有化
 - ・運行管理者による弛まぬ工夫と強い指導
 - ・少人数制による安全教育活動(グループ会社乗務員も参加する 1 日研修)
- ③ 社員の健康管理、労務管理の徹底
 - ・労務管理の徹底による過労運転防止を図る(年次有給休暇の確実な取得)
 - ・乗務員の健康診断の確実な実施や、健康スクリーニング(脳 MRI など)により健康状態の把握と、健康起因による事故の未然防止
 - ・社内環境整備とコミュニケーションの成熟により、健康面、精神面の異常の早期発見と活気ある職場作りの強化。
- ④ 確実な指差確認の実施 “目と指と心で危険予知”

・確実な指差確認を徹底し、発車時・走行時・後退時の危険を回避するとともに常に周囲を注視し、事故を起こさない強い意志を育成

⑤ 安全安心のため基本運転、動作の励行

- ・発進時の着席確認
- ・交差点進入時におけるイエローストップの徹底
- ・法定速度の遵守と適正な車間距離の確保(危険と感じたらまず止まる)

⑥ 制服・制帽・名札の着用と、車内名刺の掲示

・行動しよう！接客サービス推進 5 原則を実行する。

- 1.身だしなみを整えよう
- 2.明るい笑顔と誠意ある態度に心掛けよう
- 3.親切、丁寧な言葉づかいに努めよう
- 4.聞かれたら「ハイ」と応え、お客様の身になって対応しよう
- 5.「小さな親切・小さな善意」を積極的に実行しよう

⑦ 内部監査の実施

・安全統括管理者が社内から選任した数名の内部監査員が、安全マネジメントの実施状況を確認するために、年 1 回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するとともに、重大事故等が発生した場合、その他必要と認められた事案が発生した場合には、必要な是正処置、または予防措置を講じる。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2019年1月1日から2019年12月31日までの期間、弊社における自動車事故報告規則第2条に規定する事故は下記の通りでした。

重大事故件数	3件
事故の種類	車内事故1件・衝突事故2件
衝突の状態	・車内事故(重傷者1名) ・相手車両の交差点信号無視による被害事故(軽傷者8名) ・トンネル内、トラック火災による視界不良で発生した多重追突事故(乗務員:死亡)

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通じ情報の共有や意思の疎通を図るとともに、積極的に設備投資を行い、ヒューマンエラーの回避に努めています。

(1) 会議

「運輸安全マネジメント会議」

毎月 1 回、弊社の安全統括管理者が主催し、各営業所内での安全に係わる課題の抽出、その対応策の策定と進捗に関する話し合いを行います。

「安全運行対策協議会」

2 ヶ月に 1 回、安全統括管理者が主催し、ドライブレコーダーで事故発生時を確認し事故の検証、再発防止、事故抑止策等、安全への取り組みについて報告や検討を労使の代表が集まり行います。

「事故報告会議」

毎月 1 回、本社の安全管理課及び損害保険課の出席により、日東グループ内で発生した事故の共有を図り、事故事例及び防止策の検討などを行います。

「安全目標・安全重点施策決定会議」

毎年 12 月、本社で行われる標記会議において、次年度に向けての有責事故数値目標の設定、重点施策を制定しております。

(2) 設備投資等

【2019 年度】「輸送の安全に関する投資」の主な安全装備は下記のとおりです。

1. 最新車両購入 (251 百万円)
 - ・路線 2 台
 - ・高速 5 台
 - ・貸切 1 台
2. バックソナーの装着 (7.2 百万円)
 - ・一般路線 49 台
3. 教育・指導
 - ・適性診断(初任診断、適齢診断、一般診断)
 - ・教育訓練車の活用
4. 健康管理
 - ・健康診断(定期、半年)
 - ・脳 MRI 検査

(3)安全運動等

1. 春の全国交通安全運動(4月)
2. 夏季輸送安全総点検(7・8月)
3. 秋の全国交通安全運動(9月)
4. 年末年始輸送安全総点検(12・1月)
5. 社長および幹部職員による早朝点呼立ち会い

5. 輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他組織体制

別添「事故発生時等における社内連絡体制図」参照

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1)初任運転者教育
- (2)転職者教育(高速バス及び貸切バスへ転職)
- (3)事故・苦情惹起者教育(事故惹起多発者、重大事故惹起者、苦情多発者)
- (4)高齢者教育(65歳以上の運転者に対し技術、接客等の教育)
- (5)勤続2年～10年運転者教育(事故率の高い勤続年数の運転者への実技指導)
- (6)少人数制合同研修
全運転者に対して行う指導及び監督の指針に基づき 全乗務員に対して集合教育を実施
 - ・午前:一般的な指導及び監督の実施マニュアルに沿った座学
 - ・午後:①実車を用いた非常事態対応訓練
(消火器使用方法、発煙筒使用方法、チェーン着脱方法)
 - ②ハンディキャップ者への接客教育
(車いす固定方法、スロープ出し方等)
- (7)運行管理者一般講習の受講
- (8)点呼時教育
各営業所において、毎月の安全目標に沿った教育の実施
- (9)外部機関が開催する運行管理者講習や安全マネジメントセミナー、シンポジウムなどへの積極的参加

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2019年12月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、適合性及び有効性に関し、概ね適正であることが確認されました。

8. 安全管理規程

別添「安全管理規程」参照

9. 安全統括管理者

常務取締役 代田 憲隆

以上 当社の〈輸送の安全に関する情報公開〉です。